

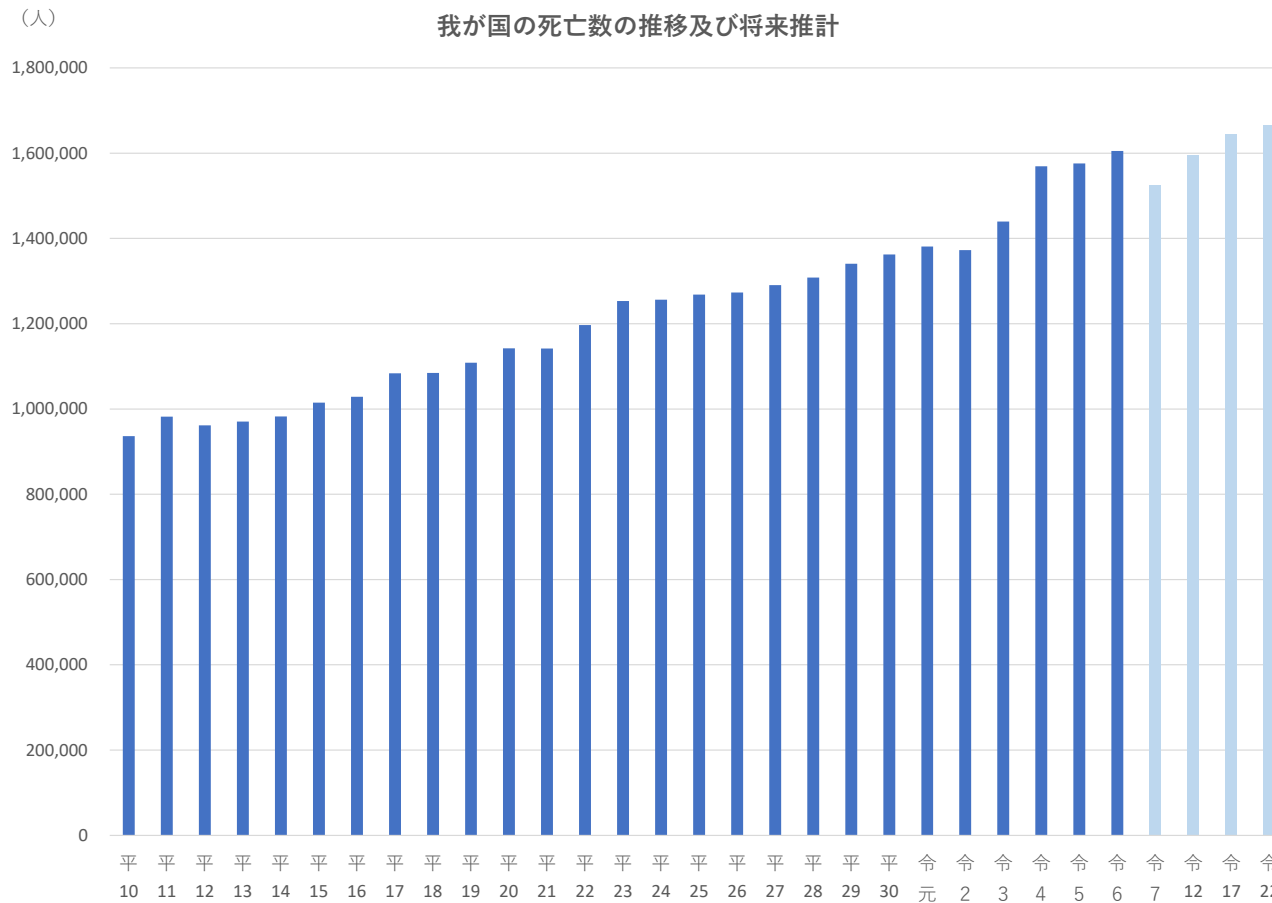
死因究明等に関する施策の取組状況について

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

我が国における死亡数の推移

- 我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和6年は160万5千人（概数）にまで達している。
- 今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万5千人にまで増加すると推計されている。



※ 令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）による。

解剖実施体制

- 警察及び海上保安庁における取扱死体は、平成30年17万441体、令和6年20万7,919体で、近年増加傾向。
- 警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令和6年までの間の解剖数をみると、平成25年以降増減を繰り返しており、近年は増加傾向にある。

警察及び海上保安庁の取扱死体における解剖実施件数等の推移



※ 令和3年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

※ 解剖率は、警察及び海上保安庁が取り扱った死体における解剖数を、警察及び海上保安庁が取り扱った死体数で除して算出している。

令和6年7月「死因究明等推進計画」のポイント

- 令和2年4月「死因究明等推進基本法」施行 → 令和3年6月「死因究明等推進計画」策定
※政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。（死因究明等推進基本法第19条第7項）
- 令和6年7月（第2次）死因究明等推進計画 閣議決定

ポイント

- **死因究明等に係る人材の育成、確保方策**
 - ・ 検案医の増加、資質向上等を目的とした死体検案研修会
 - ・ 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- **死因究明等に係る専門的な機関の全国的な整備方策**
 - ・ 地方公共団体の体制整備推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
 - ・ 地方協議会の運営マニュアルの充実
 - ・ 地方協議会の積極的開催、解剖等対応可能施設の把握、協議会による研修等への支援 等
- **その他**
 - ・ 地域の死因究明等・薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
 - ・ 検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討 等

【死体検案講習会事業】

1. 目的

臨床医等の検案能力の向上

2. 講習内容（上級）



座学中心

- ・死体検案に関する法令
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法 など



実習

監察医務機関や各大学法医学教室
などにて現場実習

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会が多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。



○令和2年度以降

・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入

○令和2年度～4年度

・毎年度、受講者の募集人員を増加

修了者数実績

令和元年度	基礎176名	上級87名
令和2年度	基礎484名	上級0名
令和3年度	基礎543名	上級183名
令和4年度	基礎505名	上級84名
令和5年度	基礎484名	上級73名
令和6年度	基礎630名	上級61名
令和7年度	基礎553名	上級87名

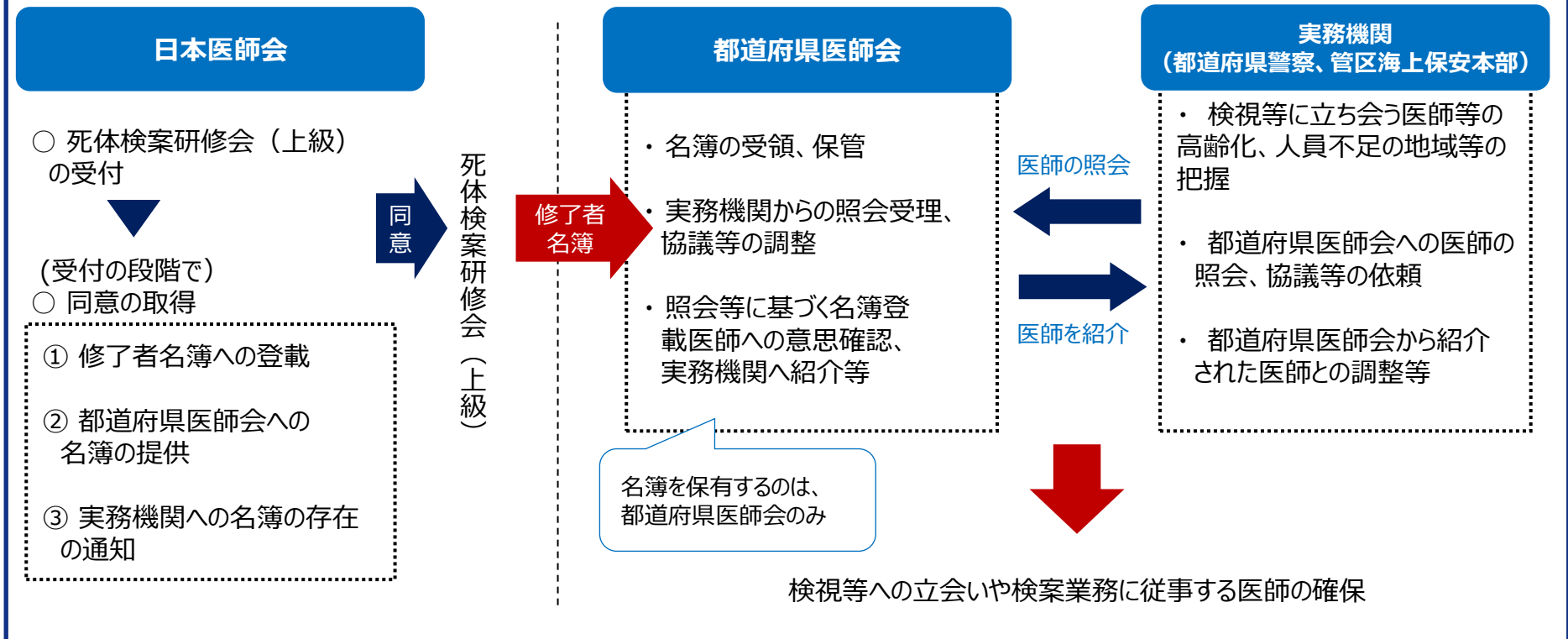
死因究明等に係る人材の育成・活用等②

【検案する医師等の確保に向けた死体検案研修会修了者の活用に係る取組】

1 事業の目的

死体検案研修会（上級）の修了者を検案等する医師として確保するため、都道府県医師会と実務機関（都道府県警察及び管区海上保安本部）の間において、医師の照会や協議等を行う仕組みを設定し、その取組を活性化する。

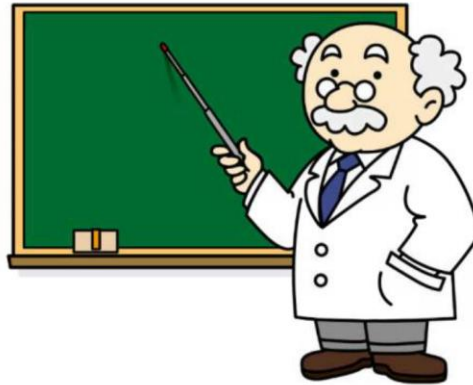
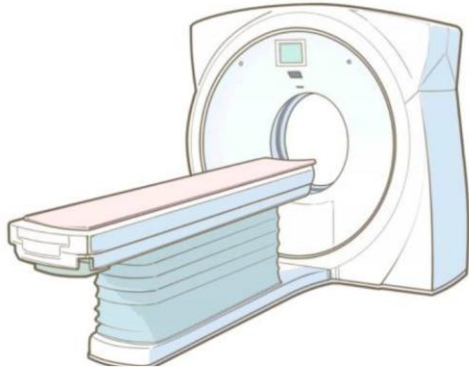
2 事業の概要・スキーム



死因究明等に係る人材の育成・活用等③

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。

修了者実績

令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和2年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和3年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和4年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和5年度	医師710名	診療放射線技師536名
令和6年度	医師584名	診療放射線技師622名
令和7年度	医師599名	診療放射線技師780名



- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
- 令和3年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

【医師臨床研修指導ガイドラインの改訂】

第2章 実務研修の方略

Ⅱ 実務研修の方略

臨床研修を行う分野・診療科

<必修分野>

⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、健診・検診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正機関、産業保健の事業場等が考えられる。また、法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられる。

<解説>

必修分野及び一般外来以外の分野の研修期間中、下記の研修目的と研修方法を参考に上記施設での研修が実施できるよう、研修医の希望に応じた研修環境を臨床研修病院が整備することが望ましい。

※保健所等は地域医療研修の中で1～2日の研修を行うことは可能。

9) 法医解剖の実施施設

研修目的：死因究明における医師の社会的役割を認識するとともに、その業務の実際を学ぶ。

研修方法：大学法医学教室、監察医務機関その他の法医解剖を実施している施設において、死因究明の社会的意義や制度に関する講義を受けた後に、死体検案、法医解剖、死後画像検査、薬毒物検査、死因判定等の各プロセスにおける高度な知識・技能習得に向けた実務研修を行う。

死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備①

【死因究明拠点整備モデル事業】

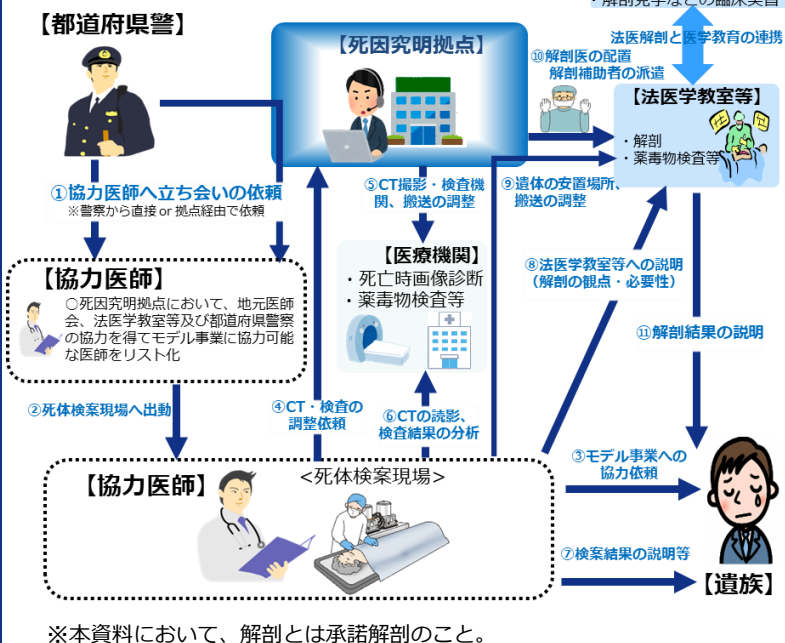
1 事業の目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

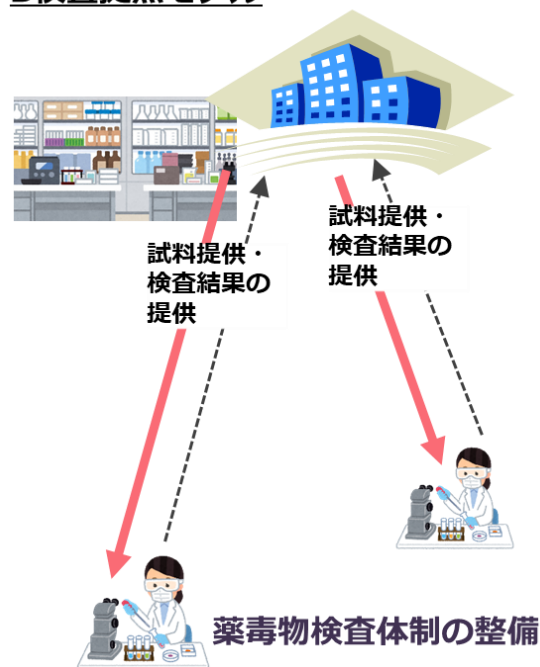
2 事業の概要・スキーム

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

A検案・解剖拠点モデル



B検査拠点モデル



3 実施主体等

- 実施主体
Aモデル 都道府県、大学
Bモデル 大学
- 補助率
国：10/10
- 補助基準額
Aモデル 12,755千円
Bモデル 9,534千円
- 事業実績
厚生労働省HP参照

死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備②

【死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要】

1. 本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2. 地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を定める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4. 地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

厚生労働省HP：[死因究明等推進地方協議会](#) | [厚生労働省](#)

6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7. 地方協議会における 現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8. 死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築
(茨城県筑波剖検センター)
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9. 地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10. 支援制度など国の取組の紹介

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実①

【異状死死因究明支援事業】

1 事業の目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

2 事業の概要

(補助対象)

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 薬毒物検査の実施
- ④ 感染症検査（PCR検査）の実施

⑤ 遺体搬送の実施【R7補正】

⇒解剖等の実施にあたっては、遺体安置場所等から解剖等実施施設への遺体搬送が必要となるが、警察の判断によらない解剖等については、遺体搬送にあたって別途搬送業者の手配が必要となる。そのため、本事業のメニューとして、【遺体搬送】に係る経費を新たに追加する。

⑥ 感染防護等消耗品の整備【R7補正】

⇒公衆衛生の向上等を目的に、感染症等に冒されている疑いのある遺体に対する解剖等が行われることもあるが、死因究明等の実施体制を維持するためにも、解剖医等自身が遺体からの感染を防ぐことが重要である。そのため、【感染防護等消耗品】に係る経費を新たに追加する。

⑦ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催

⑧ 大規模災害時等における死体検案に係る資器材等整備【R7補正】

⇒我が国は大規模災害等による多数の死者発生リスクに直面しているが、実際に大規模災害等が発生した際に、検案する医師においてより迅速な検案作業を可能とし、死亡に係る手続（①死体検案書の発行、②死亡届の提出、③火葬許可、④埋葬許可等）の円滑化、ひいては、死因究明等推進基本法の目指す「個人の尊厳が保持される社会の実現」へ寄与することができるよう、大規模災害発生等に備えた検案体制の構築を推進するための訓練に必要な資器材を含め、大規模災害時等の検案作業に必要な資器材等の整備に係る経費を新たに追加する。

⑨ 死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修の実施【R7当初・補正】

3 実施主体等

(1) 実施主体 都道府県等

(2) 補助率 国：1/2

(3) 補助基準額

① 行政解剖	200千円/件	② 死亡時画像診断	54千円/件
③ 薬毒物検査	80千円/件	④ PCR検査	10千円/件
⑤ 遺体搬送	30千円/件	⑥ 感染防護等消耗品	5千円/件
⑦ 地方協議会	340千円/回	⑧ 大規模災害時等における死体検案に係る資器材等	90千円/施設
⑨ 地方協議会の下での研修	420千円/回		

(4) 本事業を活用した都道府県数 ※令和6年度は交付決定した都道府県数

R4年度 31、R5年度 30、R6年度 40、R7年度 39

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実②

【解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業】

1 事業の目的

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設や設備を導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

①設備整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）の支援

②施設整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）の支援



3 実施主体等

- (1) 実施主体
都道府県、市町村等及び
その他厚生労働大臣が認める者
- (2) 補助率
国：1/2
- (3) 補助基準額
(※R7時点、詳細は交付要綱参照)
 - ①設備整備
 - ・死亡時画像診断室 37,180千円
 - ・解剖室等 53,700千円
 - ②施設整備
 - ・死亡時画像診断室 69,984千円
 - ・解剖室等 173,694千円
- (4) 本事業を活用した都道府県数
令和5年度 10
令和6年度 10
令和7年度 14
※令和7年度は交付決定した都道府県数

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実③

【死体検案医を対象とした死体検案相談事業】

- 監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っている。
- 死因究明推進計画においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制が必要。



- より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要

～R元年度

歯科診療情報の標準化に関する実証

- ・口腔状態標準データセットを基に「口腔診査情報標準コード仕様」を策定
- ・ベンダー各社に「口腔診査情報標準コード仕様」を提供し、レセプトコンピューター用プログラム開発を行い、実装に向けた課題等を検証
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」を用いたモデル事業を実施しその実用性について検証、厚生労働省標準規格取得に向けた検討
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の新たな利活用方法について検討開始
- ・歯科健診データの「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準化の検証
- ・実在する歯科健診情報を当該コード仕様により標準化して出力し、集計、分析に関する検証

「口腔診査情報標準コード仕様」のメンテナンス

- ・当該コード仕様の維持・管理のための必要な修正等のメンテナンス

R2～6年度

「口腔診査情報標準コード仕様」の標準規格化

- ・令和3年3月26日に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として認められた。

歯科診療情報による身元確認のためのデータベースの構築に向けた調査・検証

- ・「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準データの収集方法の検討、利用・活用等に関する検討
- ・レントゲン画像の活用等に向けた実態調査
- ・レセプトデータを用いた「レセプト変換モデル」によるデータ収集を想定した場合の精度検証
- ・個人情報の取扱、データベースの運用のあり方等に関する調査・検討
- ・歯科診療情報以外のデータ(レントゲン画像等)の活用に向けた実態調査

歯科情報の標準化に関する普及啓発

- ・歯科医療関係者を対象に歯科情報標準化の意義や必要性等の理解向上を目的とした研修会を実施

R7年度

歯科診療情報を用いた身元確認に関する調査・検討

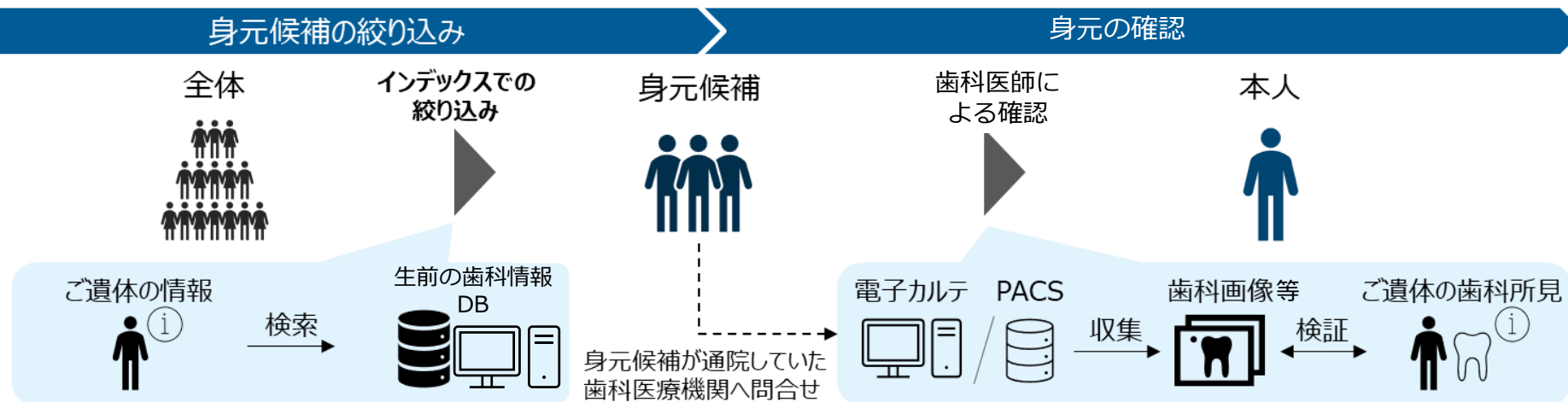
歯科診療情報以外のデータ(レントゲン画像等)の活用に向けた検討

- ・電子カルテ情報共有サービスにおける歯科情報の検討
- ・画像データを収集する場合の検討
- ・将来的な画像活用のあり方

歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要

- 標準形式で保存された歯科情報（生前）のデータベース構築により、データベースの情報と身元不明遺体のデンタルチャート（死後情報）の突合が可能となり、大規模災害等において効率的な身元確認につながることを期待される。
- レントゲン等の画像情報については、デンタルチャートで候補者を絞り込んだ上で、歯科医療機関から画像情報を収集し、歯科医師が確認することで、身元の確定につなげることが可能である。
- 一方で、生前の歯科情報データベース構築には、歯科医療機関からの歯科情報の収集方法、コストも含めた維持管理等の課題がある。

<イメージ>



出典：令和6年度 「歯科情報のデータベース構築に係る検証事業」報告書 一部改変

- 歯科情報を踏まえた身元確認の方法については、引き続き調査検討事業を通じて検討を進めていく。
- なお、現在、政府では全国で傷病名等の医療情報を共有する仕組みとして、「電子カルテ情報共有サービス」の構築を進めており、歯科・医科の医療機関間等での連携を図る観点から、今後、歯科医療に関する情報の登録についても検討することとしている。

参考資料

死因究明等推進基本法の概要①

目的【第1条】

死因究明等（死因究明及び身元確認）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながる事、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。
- ③ 大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 法制上の措置等【第8条】 ○ 年次報告【第9条】

死因究明等推進基本法の概要②

基本的施策【第10条～第18条】

- ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、
資質の向上、適切な処遇の確保等
- ② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し（ローリング）

死因究明等推進本部【第20条～第29条】 厚生労働省に設置

- ・死因究明等推進計画の案の作成
- ・施策について必要な関係行政機関相互の調整
- ・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視

【組織】本部長：厚生労働大臣、本部員（10名）：本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

死因究明等の目的（基本理念）・定義・方法

項目	内容
1. 死因究明等の目的	①高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえた死因究明等の推進とその疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進への活用
	②災害、事故、犯罪、虐待等の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明等の推進とそれらの被害拡大や再発防止への寄与
2. 死因究明等の定義	①死因究明 死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすること
	②身元確認 人の身元を明らかにすること
	③死因究明等 死因究明及び身元確認をいう
3. 死因究明等の方法	①死亡に係る診断
	②死体の検案
	③解剖
	④検視
	⑤その他の方法（死亡時画像診断、薬毒物検査）

解剖の種類

- 解剖は、死因究明の方法として最も有効とされており、事件性等の観点から行われる司法解剖や調査法解剖のほか、感染症疑いの死体について、死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合など、公衆衛生等の観点から行われる監察医解剖や承諾解剖等もある。

警察等の捜査・調査

司法解剖：犯罪死体又は犯罪の疑いがある死体を対象に刑事訴訟法の規定に基づき行われる解剖。

調査法解剖：死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼす事象に起因するものであるかどうかを判断する上で、解剖を実施することが特に必要と認められる死体を対象に死因・身元調査法※の規定に基づき行われる解剖。

※警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

公衆衛生の向上・増進

監察医解剖：死体解剖保存法の規定に基づき、伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため、監察医により行われる解剖。

承諾解剖：そのほか、死因が不明な死体等について、遺族の承諾を得て、医師等により行われる解剖。

死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）の概要

人材育成等

- 死体検案研修会等による検案医の増加と資質向上等
- 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- 研修による警察等職員の育成等

教育及び研究の拠点の整備

- 大学を通じた教育・研究拠点整備の取組支援

警察等における実施体制の充実

- 検視官、鑑識官の効果的・効率的な運用
- 必要な解剖、薬毒物検査、死亡時画像診断等の確実な実施
- 適正かつ効果的な身元確認の推進

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- 地域の死因究明等の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 解剖、画像診断、検査や施設設備整備の費用支援
- 死亡診断書の様式、電子的交付の検討
- 検案する医師が法医学者に相談できる体制の充実

死体の科学調査の活用

- 地域の薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 死亡時画像診断の活用に係る費用の支援、研修会等による医師、診療放射線技師の増加と資質向上等

専門的な機関の全国的な整備

- 公衆衛生に活用される地方公共団体の体制整備の推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
- 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの充実
- 死因究明等推進地方協議会の積極的な開催、解剖等対応可能施設等の把握、協議会による研修等への支援等
- 大規模災害等に備えた体制の構築推進

身元確認のための死体の科学調査の充実等

- 歯科所見による身元確認のためのデータベース構築の検討

情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 解剖等データベース運用の実現可能な体制等の方向性
- 予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の課題検討、好事例の横展開、普及啓発等を推進
- 遺族等への丁寧な説明の促進

情報の適切な管理

- 情報管理の重要性の周知徹底による適切な管理

歯科診療に関する情報連携について

現状・課題

- 歯科診療に関する情報は、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間で文書による診療情報の提供・共有が行われている。
- 第23回WGにおいて歯科診療に関する情報連携について、整理するとされたことを踏まえ、歯科における医療機関間の情報連携・共有の現状や標準化する事項等について検討を行った。
- 医科歯科連携における診療情報や検査結果の提供・共有は、以下の場合などで行われている。
 - ・ がん等の手術の前後に周術期等口腔機能管理やリハビリテーションを行う患者の回復期等口腔機能管理を行う場合
 - ・ 観血的処置等の侵襲の高い歯科治療や患者の状態を把握する必要がある有病者等の歯科治療を行う場合
- 歯科治療の情報については、専門性の高い治療が必要な場合や患者の転居などによる転院等において、歯科医療機関間で診療情報の提供・共有が行われている。
- これらの診療情報の提供・共有に関する文書作成は、診療録に記載されている内容を再度記載する必要があり、時間を要するため、電子的に共有・連携を行うことで効率的に診療を進めることが可能となると考えられる。
- また、歯科疾患の管理において、患者に対して口腔状態、治療計画、指導内容等に関する文書（紙）が提供されており、文書作成負担が大きく、また患者にとっては文書の管理が難しい状況となっている。これらの文書も、診療録の記載から転記される内容も多いため、診療情報を標準化し電子的に作成、患者へ提供できるようになると効果的・効率的な歯科医療の提供につながると考えられる。

対応案

- **文書情報**：診療情報提供書（周術期等の情報提供も含む）について、**歯科医療機関での送受信を行えるようしてはどうか。**
- **臨床情報**：医科の5情報については、全国的な運用開始当初において歯科医療機関では閲覧可能となる。**今後、5情報について歯科医療機関からの登録の必要性から検討を行ってはどうか。**さらに、傷病名は歯科の傷病名（歯種も含む。）についても検討するとともに、歯科固有の情報である各歯の修復物・補てつ物等の情報についても検討を行ってはどうか。
- **患者サマリー**：口腔の状態（各歯の傷病名・修復物・補てつ物等の情報も含む）、療養上の計画・アドバイス等の掲載について検討を行ってはどうか。
- 必要に応じて関係者のヒアリング等を実施したうえで、歯科固有の情報の共有・連携する範囲・粒度や進め方について検討した上で、**必要な項目について順次標準化（FHIRプロファイルの検討・策定等）を行うこととしてはどうか。**

電子カルテ情報共有サービスの概要

制度の概要

- 全国の医療機関等において、電子カルテ情報を共有・閲覧することができるようにするサービス。
 - ・ 医療機関間で診療情報提供書や検査結果等を電子的に共有。
 - ・ 医療機関から医療保険者に健診結果報告書の情報を提供。
 - ・ 患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書等の情報を閲覧。
- ※ 全国10地域でモデル事業を実施中。

